

事 務 連 絡  
平成30年4月13日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリド)

標記については、平成30年3月13日付け薬生食輸発0313第1号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、イラン産ピスタチオナッツ及びその加工品について、イミダクロプリドに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成30年4月11日現在のイミダクロプリドに係る検査命令受託可能検査機関  
一般財団法人 食品環境検査協会  
一般財団法人 マイコトキシン検査協会